

中国農村における土地利用形態の変化に関するケーススタディ

——江蘇省農村工業発展地域の事例を中心として——

おおしま かず つぐ
大 島 一 二

- I 問題の所在
- II 調査地区の概況
- III 土地利用形態の変化と専業戸の成立
まとめにかえて

I 問題の所在

周知のように、1978年の中国共産党第11期3中全会を起点とする一連の新農業政策は、土地政策にその特徴を指摘することができる。つまり、従来の人民公社制のもとにおける集団的土地利用管理を、個別農家の管理に移行させ（利用権のみに限定し、所有権は依然として集団に存する）、広範な家族経営を創出した点において特徴的であったといえる。こうして成立した広範な家族経営は、その土地配分方法にもとづいて相互に均一的（利用する農地および生産手段の側面において）な性格を強く有していた。

しかし1983年^(注1)ごろより、このようにいったん個別化した土地利用管理を再編成する動きも、一部地域において発生している。具体的には、以下の二つがあげられる。

- (1) さまざまな形態の農業集団組織による再集団化、いわゆる「新経済連合」。この集団化は

多くの場合従来の人民公社制とは異なり、農作業過程の部分的な共同や、数戸の同一経営部門農家の共同施設利用などという形態が大半を占める。

- (2) 個別農家の規模拡大による（「転包」——農家間における一種の土地貸借関係をさす——等の方法による）相対的大規模農家の成立。いわゆる専業戸^(注2)がその代表と考えられる。

このような動きは、中国農業の特徴である、農家1戸当りの規模の零細性と資本装備の低位性が、ある一定の規模以下の農家経営に対してその存立を許容しないために発生するものであり、とりわけ人口密度が高く人口1人当り耕地面積の狭い地区において、この傾向が強い。近年前述の二つの再編成の動きのうち、現実に広範な地域でみられるものは、後者の専業戸の成立である。

一般に(2)のような相対的大規模農家の成立には、土地集積の過程が必要なわけであるが、近年の動向では、この土地集積のメカニズムも二つの方向を有している。つまり、第1は今回の調査地に典型的にみられるような、上からの動きによる（後述するように調査地の場合は、特定農家への農地の集中配分によって）相対的大規模農家の創出に

よるもの、第2はいわゆる「転包」に代表される、下からの動きによる農家相互間の土地貸借関係の発生にもとづくもの、の2例である。

さてこのような人民公社制の解体以後の、中国農村における土地利用形態をめぐるさまざまな変化は、現在までその実態が十分に明らかにされているとは言いがたいものがある。とりわけ前述したような各類型は、おのおの地域の農業構造の相違にもとづいて、かなりの多様性をもつものと考えられよう。

そこで本稿では、1986年1月上旬に江蘇省無錫県で行なった農村調査の結果をもとに、現在の中国農村における土地利用形態の変化について、それを生みだすメカニズムと、生まれつつある相対的大規模農家の性格について検討を加えることを目的とする。本調査で江蘇省無錫県を選択したのは以下の要因からである。

- (1) 江蘇省南部は農村工業の発展が著しい地区であり、1970年代後半からすでに農業から工業への労働力移動が進行し、土地利用形態をめぐる新しい変化がおこる前提が形成されていると考えられる。
- (2) またこの地区は中国農村でもとりわけ人口密度の高い地区であり、規模の零細性が農家としての再生産を補償しないような条件が具備されていると考えられる。

また今回の調査では、同時に農家経済についての個別調査も行なったが、その詳細な調査結果は紙面の都合で省略した。

(注1) 事例としては1983年ごろより発生し始めたが、84年になると具体的な土地集中化についての新聞記事も現われた(『人民日報』1984年11月3日など)。

(注2) 専業戸の規定についてはさまざまであるが、国家統計局の規定によれば、(1)投下労働時間の60%以上を専業生産に投下し、(2)農家収入の60%以上を

専業生産に依存し、(3)専業生産物の商品化率が80%以上(食糧生産の場合は60%以上)、(4)商品の生産額が地域の農家1戸当り生産額の2倍以上である農家等をさすとされている(『農民日報』1985年11月6日)。しかし、ここでは聞き取りの際の現地説明にもとづいて、一種の中核的専業農家を専業戸としている。

II 調査地区の概況

今回の調査では、無錫市の中心から南東へ20㎞ほど離れた、太湖沿岸の無錫県H郷(旧H人民公社)にあるN,X,Jの三つの村(旧生産大隊,H郷には23村存在する)を訪問し、さらにJ村内のC村民小組(旧生産隊)27戸の農家に対して訪問調査を行なった。

調査地の無錫県を含む江蘇省南部は、元来人口密度が高く、人口1人当り耕地面積の狭あいな地区であり、この無錫県は特にその傾向が強い。第1表は人口1人当り耕地面積、収入、農業総生産額(中国の「農業総生産額」概念は農村工業生産額を含む)等の項目および土地生産性、農村工業の発展段階において、全国・江蘇省との対比で調査地区がどのような位置にあるのかを示したものである。この表から明らかなのは、まず第1に調査地区を含む無錫県の耕地規模の非常な零細性であり(人口1人当り耕地規模が全国平均の41%弱)、第2には調査地区および無錫県の高い生産性と農民収入である。この二つの特徴は一見相反するように考えられるが、後者の高い生産性は、農業生産における生産性が高いことを示しているばかりでなく、むしろ農村工業の高い発展段階を示すものと受け取るべきであろう。これは農業総生産額中農村工業の生産額が58.7%を占め、農村工業就業人口比率(農村の総労働人口に占める郷鎮企業就業人口(注1)の比率)もすでに50%以上を占めている点、および農

第1表 調査地区の概況

	人口1人当り耕地面積 (ムー)	食糧作物単位面積当り収量 (斤/ムー)	水稻単位面積当り収量 (斤/ムー)	小麦単位面積当り収量 (斤/ムー)	人口1人当り収入 (元)	人口1人当り農業総生産額 (元)	農村工業生産額比率 ²⁾ (%)	郷鎮企業就業人口比率 (%)
全 国 (1984年)	1.76	481	716	396	355	401	17.1	14.5
江 蘇 省 (1984年)	1.34	681	927	539	448	615	27.8	23.7
無 錫 県 (1983年)	0.72				709 ¹⁾	962	58.7	62.8
H 郷 (調査時 ³⁾)	0.78	1,050	1,170	508	748		83.5	58.6
C 村民小組 (同上)	0.73				845			80.2

(出所) 江蘇省人民政府経済研究中心編『江蘇經濟和社会發展概況1984』南京 江蘇人民出版社 1985年/国家統計局編『中国統計年鑑 1985』北京 中国統計出版社 1985年/中国農業年鑑編集委員会編『中国農業年鑑 1985』北京 農業出版社 1985年/筆者の調査結果から作成。

(注) 空欄は不明を示す。

- 1) 江蘇省人民政府経済研究中心編 同上書 507ページより。この数値は1984年のものである。
- 2) 農業総生産額に占める農村工業生産額の比率を示す。
- 3) 調査時は1986年1月上旬。

民収入に占める非農業収入の比率が83.4% (第5表C村民小組の事例参照) にも達している点から理解できる。前述の特徴を有する無錫県のなかでも、27戸の調査を行なったJ村C村民小組は、工業への労働力移動が一層進行している地区であり、総労働力の80%がすでに郷鎮企業で就業している。

この地区での農業生産は、平坦な水田の間を縦横に水路が走っていることからわかるように、水が豊富であるという自然条件に起因して、水稻栽培が中心となっており、その他には水稻の裏作に小麦および油菜等が栽培されるのみで、比較的単純な農業構造を有している。これはH郷が都市近郊に位置しないことから、都市供給のための野菜・果樹生産を行ないにくい状況にあるためと考えられる。またこの地域では伝統的に養蚕が盛んであり、現在でも全耕地面積の8%余を桑田が占めている。しかし、調査結果によれば農家経済に対する貢献度は高くなかった。その他、畜産、果樹部門等も各農家が少数の豚、鶏、兎等を飼養する程度で、大規模なものはみられない。つまり農業生産に関していえば、単純な農業構造は零細な経営耕地と相まって、低位な農業収入を招来し、

工業への傾斜を一層深化させているとも評価できよう。

次にこの地区における土地利用形態について、C村民小組の例を中心に言及する。第2表はC村民小組における土地利用形態を示したものである。この村民小組の総耕地面積は137.2ムー、地目別の内訳でみるとさらに水田、桑田、自留地に分かれる。またこのうち水田、桑田を合計した123.0ムー (1ムーは6.667畝) は、責任田 (国家買付任務の遂行が目的) と口糧田 (農民の飯米用) に大別される。この後者の口糧田は、農民の1年間の

第2表 C村民小組における土地利用形態

(単位: ムー)

地目別	面積(比率)	口糧田・責任田別	面積(比率)
水田	112.0(81.6)	口糧田	96.3(78.3)
桑田	11.0(8.0)	責任田	26.7(21.7)
自留地	14.2(10.4)		
総耕地面積	137.2(100.0)	合計	123.0(100.0)

(出所) C村民小組における聞き取り調査をもとに作成。

(注) 各々の項目の面積関係は、水田+桑田=口糧田+責任田であり、水田は責任田・口糧田を両方含むが、桑田は責任田のみである。つまり、水田15.7ムー+桑田11ムーが責任田となる。

食糧消費量と単位面積当り収量から算出した1人当り必要水田面積（C村民小組の場合は0.515ムー）に人口を乗じて算出するのであるが、すでに述べたようにこの無錫県の人口密度は比較的高いため、口糧田が全体の78.3%を占めるにおよんでおり、責任田の比率は低い。つまり両者のうち、生産責任制下で請負農地としての性格を有するのは責任田であるが、この面積比率は無錫県の場合かなり低いといえるであろう（口糧田も各戸に人口に応じて配分されているわけであるが、調査結果では、口糧田で生産された米麦を販売している農家はごく少数である）。

また自留地も依然として、C村民小組の場合人口1人当り0.076ムーの比率で配分されているが、あまりにも面積が零細（1戸当り0.5 μ 前後）であるため、自給用のそ菜等の生産が中心であり、農業生産において果たす役割は小さい。

つまりこれらの土地配分を、農家サイドからみるならば、1戸の農家は口糧田、責任田、自留地をそれぞれ配分され^(注2)、農業生産を行なうわけであるが、その面積は合計でも1戸平均2.54ムー（16.9 μ ）と非常に零細である。なお、聞きとりによると、3種類の農地は多くの農家の事例では団地化されていないとのことであった。

生産手段の保有状況について述べると、C村民小組を含むJ村全体（人口約1800人）で、村がトラック1台、中型トラクター3台、ハンドトラクター2台、運搬用動力船2隻を所有している。この他に個人所有のハンドトラクター2台があるが、この所有者は調査したC村民小組以外の農民である。このように主要な生産手段について、この地区ではまだ集団所有が一般的なため、このJ村およびX村では農機隊（一種のオペレーター集団）が組織され、統一耕起等が行なわれている。この場合

第3表 調査地区の生活水準等

		全国(1984年)	調査地区 (1986年1月)
1人当り純収入(元)		355.3	845.0
1戸当り人口(人)		5.4	4.2
1戸当り労働力(人)		2.9	2.5
1労働力負担人口(人)		1.9	1.7
1戸当り部屋数		5.0	3.4
1人当り住居面積(μ ㎡)		13.6	40.9
1戸当り耕地面積(ムー)		8.0	3.5
100戸当り保有量	自 転 車	74.5	177.8
	ミ シ ン	42.6	70.8
	ラ ジ オ	61.1	59.6
	時 計	151.5	344.4
	うち、腕時計	109.4	248.1
	テ レ ビ	7.2	63.0

（出所）C村民小組における聞き取り調査および国家统计局編『中国統計年鑑 1985』北京 中国統計出版社 1985年より作成。

費用は農家負担が50%で、残りは村が負担するシステムである。この負担金等いくつかの分野で、村の出費には郷鎮企業の利潤が用いられているという。

最後に調査結果等から、C村民小組の農民所得、生活水準等について言及する。第3表は生活水準等について、全国との比較で示したものである。これによれば、すでに述べたように1戸当り耕地面積は狭あいであるが、高い農民所得により、耐久消費財等の保有量はラジオを除いてかなり高く、全国的にみてもかなり富裕な農村であるといえる。

（注1）ここで「農村工業就業人口」としなかったのは、この点についての数値が不明なためである。また全国数値では、郷鎮企業就業人口に占める農村工業就業人口の比率は67%（1983年）である。

（注2）後述するようにC村民小組では、1984年以降責任田を配分されない農家も出現した。

III 土地利用形態の変化と専業戸の成立

1. 農村工業の発展と労働力移動

すでに述べたように、無錫地区は農村工業の発

展が著しい地区であるが、これは主に1970年にはいって進行してきたものである。無錫県の資料によると、1970年との比較で84年には企業数で3倍、労働者数で7倍近くの増加がみられた。同時に生産額も7倍に急増し、利潤も5倍近くに増加した^(注1)。このような郷鎮企業の急展開の理由については、本稿では扱いきれなかったが、興味深い問題である^(注2)。

さて、このような地区全体としての郷鎮企業の急展開に伴って、C村民小組でも多くの労働力が農業から郷鎮企業へ移動した。1986年1月現在、C村民小組総労働人口106人のうち農副業従事者（農業および家庭内での手工芸品等の生産に従事している者）は21人（19.8%）、一方郷鎮企業従事者は85人（80.2%）であるが、79年当時にはこの比率は前者が約80%、後者が20%であった。このように郷鎮企業は農村の就業構造に大きな影響を与えたといえるであろう。企業数自体も1970年代以降に大幅な増加を示しており、聞き取り調査の結果は、J、X村の農民の勤務先となっている18の郷鎮企業のうち69年以前に設立されたものは4企業のみであり、残りはすべて70年代以降に設立されたものであった。

このような、大量の労働力が吸収できる雇用機会の創出により、農業の生産構造も大きな変化を遂げることとなる。

2. 請負方法の変化と専業戸の成立

すでに述べた農村の大規模な労働人口の移動は、前述した土地利用形態において、特に責任田の配分に対して影響を与えることとなった。口糧田、自留地がその元来の性格からして各農家の自給用であることから、農民は農家内部で農業から農村工業への労働力の移動がおこっても、都市住民のような食糧キップの配分がない限り、依然と

して耕作を続けることを要求し、また国家・集団も企業に従事する農民の食糧保障のため口糧田の配分を継続する^(注3)。しかし責任田は原則的に農副業労働力に対して配分されるため、労働力移動に伴って再配分が必要となってくる。実際、N、X、Jの各村では各戸経営請負制が導入され土地（責任田）の第1回配分が行なわれた1982年から、わずか2年目の84年にして第2回目の配分を行なうことになった。この詳細な状況は以下のとおりである。

1982年の配分方法は、N、X、Jの3村とも、責任田、口糧田とも完全な均等配分（口糧田は全村民に対する、人口1人当たり0.5ムー〔3.3畝〕前後の均等配分）であった。しかしこの方法では、当時は現在よりも農副業労働人口が多かったため、1戸当りの責任田面積が0.5ムー前後と非常に零細になり、規模の経済性は著しく失われ、国家買い付け任務の遂行にも問題が発生した。

このため、郷では1984年に規定を作り、責任田配分については原則として水田3ムー以下、桑田1ムー以下に分散させてはならないとして、実質的には責任田の配分方法を、均等配分から一部農家への重点配分に変更する決定を行なった。この決定にもとづいて、各村民委員会（村レベル）では農民の希望を参考にしつつ、村民委員会決定により請負農家を設定した。これによって相対的な大規模農家「専業戸」が成立することとなったのである。

同時に、請負農家には一定額の補助金が支払われることになった。金額等は、村によって異なるが、C村民小組ではJ村の規定により、水田1ムー当り年間80元、他に1戸当り必要資材の補助等の名目で1戸当り年間60元が支払われ、また桑田については、蚕の国家への売り渡し1斤（500g）

について0.3元の補助が与えられている。このような方法の他、N村では売り渡し食糧に対して買い付け価格より1斤当り0.08元高い価格で買い上げるなどの方法がとられている。さらに請負農家には、この他に、灌漑水利費負担の免除、農薬の無料支給、脱穀機使用時の電力費免除などのさまざまな優遇措置が講ぜられている。

この結果C村民小組では、水田を3ムー以上請け負う食糧作物専業戸が6戸、桑田1ムー以上を請け負う養蚕専業戸が5戸成立した(この食糧作物専業戸と養蚕専業戸は実際には4戸が兼ねている)。

3. 調査地区における専業戸の性格

さて、それではこのような過程を経て成立した、C村民小組における農業の担い手ともいえる専業戸は、調査した27戸のなかでどのような位置を占めるのか。以下では調査結果をもとにその農家経済について言及する。

第4表は、C村民小組における食糧作物専業戸6戸の農家経済の特徴について示したものである。これによれば、27戸の調査農家のうち戸数で22戸

を占める食糧作物専業戸が、農業労働力で全戸の54戸を占めている。また請負農地からみても、水田責任田の100戸、桑田責任田の70戸を請負い(注4)、水稻の国家買付量の全量を生産し、C村民小組の農業における中核的な農家群であるといえる。

しかし、その農家経済は農業収入から成り立っているとはいいがたく、第5表のように総収入に占める農業収入の比率(農業依存率)は、6戸平均で4割程度と低い。これは全戸(27戸)の平均値である16.6戸と比較すればかなり高いものの、食糧作物専業戸ですら、農業収入が企業収入に及ばないのが実情である。

今一つの問題は、この低額な農業所得に起因して、専業戸の総収入が全戸平均と比較し、低い点である。これは換言すれば、農業労働人口1人当り農業所得が、工業労働人口1人当り工業所得と比較して低額であることを示しており(全戸平均値で前者は893元、後者は1263元)、前者は後者の71戸にすぎない。実際には、この農業収入には前述した補助金が含まれているため、これを控除して試算

第4表 C村民小組における食糧作物専業戸の農家経済状況

農家番号	人口(人)	労働人口(人)		農地(ムー)					水稻(斤)		小麦(斤)		水稻単収(斤/ムー)
		農業	企業	水田責任田	桑田責任田	口糧田	自留地	計	生産量	買付量	生産量	買付量	
1	3	2	1	3.0	1.2	1.6	0.3	6.1	3,600	1,800	1,600	1,400	766
2	4	1	0	3.0	0.3	2.4	0.3	6.0	4,510	1,780	1,410	910	835
3	3	1	2	3.0	1.3	1.7	0.2	6.2	4,050	1,550	1,200	778	862
4	4	1	1	3.0	0.5	2.0	0.2	5.7	4,000	1,750	1,200	750	800
5	4	1	3	3.0	1.0	2.1	0.3	6.4	4,500	2,000	1,800	800	882
6	6	1	2	3.0	1.0	3.1	0.5	7.6	5,177	1,820	1,200	850	849
合計	24	7	9	18.0	5.3	12.9	1.8	38.0	25,837	10,700	8,410	5,488	4,994
1戸当り	4	1.2	1.5	3.0	0.9	2.2	0.3	6.3	4,306	1,783	1,402	915	832
比率*(%)	21	54	18	100	70.0	21.6	22.3	40.6	38.8	100.0	33.0	51.5	847

(出所) C村民小組における聞き取り調査をもとにして作成。

(注) *「比率」はC村民小組27戸に占める専業戸6戸の比率を示す。また水稻単収のみ、27戸全戸の平均単収を示す。

第5表 C村民小組における食糧作物専業戸の農家経済状況

農家番号	収入 (元)					農業依存率* (%)	労働人口1人当り収入(元)
	農業収入	副業収入	企業収入	その他収入	合計		
1	1,362	450	1,500	—	3,312	41.1	1,104
2	1,398	210	—	—	1,608	86.9	1,608
3	1,902	240	1,200	—	3,342	56.9	1,114
4	937	120	1,500	—	2,557	36.6	1,279
5	1,373	150	2,750	300	4,573	30.0	1,143
6	1,374	580	2,500	200	4,654	45.8	1,551
合計	8,346	1,750	9,450	500	20,046		
1戸当り	1,391	292	1,575	83	3,341	41.6	1,252
全戸平均	591	462	2,319	196	3,568	16.6	1,438

(出所) C村民小組における聞き取り調査をもとにして作成。

(注) * 農業依存率は、ここでは総収入に占める農業収入の比率を示す。

すると、工業所得の57% (約720元) にすぎない。つまり現実には、前述の補助金は低額な農業収入の補填機能をもつものであり、この補助金と企業収入により専業戸の総収入は全戸平均水準近くにまで押し上げられている。また比較のために示すならば、農家労働力がすべて企業で就業している農家(注5)の労働力1人当り収入は、1436元と段階的な相違を示している。このような農工間の所得格差は、必然的に農業から工業への労働力移動を深化させていくことに帰結しよう。

この他に、専業戸の農業労働力構成もある種の問題を有している。調査結果によると、第4表に掲載した専業戸6戸の農業労働力7人のうち、基幹的な男性労働力は2人のみであり、他は、60歳以上の老人が3人、女性(30歳代)が2人となっている。なかでも女性労働力2人は、幼児保育のために企業勤務が困難であるため、在家労働力として農業に就業しているという特殊な条件を有しており、中核的な農業の担い手と評価することはで

きない。このようにある意味では、C村民小組における兼業化は日本の現状よりも一層深化しており、中核的な農家さえもこの範ちゅう外ではないことを示している(注6)。

(注1) 無錫市人民政府経済研究中心『無錫発展戦略』無錫 1985年 443ページ。

(注2) H郷における郷鎮企業の発展については拙稿「中国農村経済における郷鎮企業の役割に関する一考察」(『農村研究』[東京農業大学農業経済学会] 第64号 1987年3月)でとり扱った。

(注3) 近年一部地域において、口糧田の「転包」も発生しているらしいが、実態は不明である。

(注4) 前述したように桑田の場合1ムーが責任田の配分最低限度であるが、現実には従来からの耕作者に対しても配分を行なったため、1ムー以下の面積での請負も数人存在する。

(注5) 前述したように、このような農家も配分された口糧田で農業生産を行なっているため、ここでは「農家」と規定した。

(注6) 第4表に示したように、水稻単収の側面でも食糧作物専業戸の水準は高いとは言えない。前述の労働力問題が影響していると考えられる。

まとめにかえて

すでに述べてきたように、調査地区にみられた新しい土地利用形態の発生は、農業から工業への労働力移動に伴う農地の流動化がその前提となり、集団の一定の制御を受けるものとはいえ、農地耕作権の移動にもとづく、相対的大規模農家「専業戸」の成立がその中心的内容であった。しかしこうして成立した専業戸も、その農家としての経済的な存立基盤ははなはだ脆弱であって、すでに企業収入がその農家収入の中心となっており、無錫県のような地域労賃水準が高いと想定される地区においては、集団等の補助金なしには、その成立は困難であった。このことは、前述した

ように農業収入が、企業収入と比較して相対的に低額であることに起因しており、適正規模問題とあわせて、農産物価格問題等の再検討が提起されていると評価できよう(注1)。

しかし、このような無錫県の事例を、中国全土に普遍化できると考えることはできない。それは各地区において労働力吸収の場としての郷鎮企業の発展段階には、一定の段階差があり、むしろ、この無錫県は先進的な特殊事例であると考えられるからである。だが最初に述べたように、中国農業の基本的特徴ともいえる、農家1戸当りの規模の零細性と資本装備の低位性を克服するための一

つの方途として、この無錫県の試みは無視しえないであろう。

最後に、本文中でしばしば言及しながらもその実態がつかめなかった転包については、今後とも検討していきたい。

(注1) 近年上海近郊地区では、規模拡大が困難なため、食糧作物専業戸が減少する傾向にあることが伝えられている。李惠根「上海郊区専業戸現状和趨勢的調査」(『上海農村経済』[上海市農業経済学会] 1985年増刊号)。

(東京農業大学大学院)